

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
勤労者財産形成給付金関係	<p>○勤労者の勤労者財産形成年金貯蓄契約の相手方である金融機関等に対する当該契約の内容変更を行う旨及びその変更しようとする事項の申出に係る経由事務 (財形令第13条の19)</p> <p>○退職等した勤労者が勤労者財産形成貯蓄等の移管を行う旨の従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に対する申出に係る経由事務 (財形令第14条の26)</p> <p>○勤労者財産形成貯蓄契約等に係る他の金融機関への勤労者財産形成貯蓄の預替の申込に係る事務 (財形令第6条第8項及び財形令第14条の29関係)</p> <p>○勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等の解約の申込みを行う場合の当該申込書の経由に係る事務</p>	○	
	<p>○勤労者財産形成給付金契約に係る勤労者による任意の中途支払請求等の財形令第20条第1項第5号に規定する理由による中途支払請求に係る事業主の経由事務 (財形令第20条第1項第5号)</p> <p>○勤労者財産形成給付金契約に係る加入資格者追加届の提出に係る事務 (労働省通達 昭和63年基賃発第10号)</p>	○	

	事務内容	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	<p>勤労者財産形成基金関係</p>	<p>○勤労者による勤労者財産形成基金の加入員となる旨の申出に係る経由事務 (財形法第7条の8第2項及び財形則第7条)</p>	<p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p>	<p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。</p>

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（事務代行団体への事務の委託）

第十四条の二 法人である事業主団体であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その構成員である中小企業の事業主（その資本の額又は出資の総額が政令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が政令で定める数を超えない事業主をいう。）の委託を受けて、当該中小企業の事業主が行うこととされている申請書の作成その他のこの法律に基づく事務であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

- 2 前項の中小企業の事業主が、その雇用する勤労者から委託を受けて行う当該勤労者が締結している勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務を事務代行団体に委託しようとするときには、厚生労働省令で定めるところにより、当該勤労者の同意を得なければならない。

○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）（抄）

（法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事務）

第二十五条の五 法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事務は、第十四条の四に規定する法第八条の二第三号の助成金の支給の請求に係る事務とする。

（勤労者の同意の方法）

第二十五条の六 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託しようとするときは、書面により勤労者の同意を得なければならない。

（法第十四条の二第二項 の事務の委託の方式）

第二十五条の七 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託するときは、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して委託を行わなければならない。この場合において、当該委託に係る契約は、書面により締結しなければならない。

規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について (抄)

平成15年9月19日

去る6月1日から同月30日までの間、「規制改革集中受付月間」として、全国規模で実施すべき規制改革に関する要望を内閣府において受け付けたところ、民間事業者や地方公共団体等から417項目の要望が提案された。

政府は、提案された要望のうち、検討の結果、全国規模で実施すべき規制改革事項については、別表のとおり実施するものとする。

別表に掲げられた規制改革事項については、年末の総合規制改革会議の答申に向けた検討・フォローアップの対象とし、その成果について、年度末までに策定される「規制改革推進3か年計画（閣議決定）」に反映させるものとする。

【別表】

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
37	技能検定の受検資格要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進法第45条 ・職業能力開発促進法施行規則第64条～第64条の7 	技能検定の受検資格に必要な実務経過年数について、1級技能検定受検資格者のうち実務経験のみ、12年から7年にするなど、技能検定の等級及び受検対象者の学歴等に応じて短縮する。	平成15年度中に省令改正等所要の措置をとり、平成16年度から実施	厚生労働省
38	勤労者財産形成制度における事務代行の趣旨の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成促進法第14条の2 ・同施行令第42条の3 ・同施行規則第25条の3 	財形法上、事業主が金融機関等に対し行うこととされている事務の代行については、事業主の規模にかかわらず、委託することができ旨を明確化し、周知する。	平成15年度中	厚生労働省
39	漁港用地の弾力的な利用が可能となる規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号) 	補助金により取得された漁港施設用地における未利用空間についても、本来の目的を妨げない範囲で水産物の直販・直食施設等の設置が可能であることとを明確化するため、通知を改正する。	平成15年度中	農林水産省
40	森林組合における組合員資格要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合法第27条 	森林組合の職員であって作業班員等林業に従事する者に、森林組合法の准組合員としての資格を認めることについて、作業班員等における森林組合の事業利用の二一ズの実態等を調査・検討し、結論を得て、措置する。	平成15年度中	農林水産省